

鵬翔高等学校 いじめ防止基本方針

《 もくじ 》

1. いじめの定義	…	2
2. いじめ防止等のための対策の基本理念	…	3
3. いじめ防止等の対策のための組織	…	3
4. いじめの未然防止	…	4
5. いじめの早期発見	…	6
6. いじめの早期対応	…	7
7. 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合	…	9
8. ネット上のいじめへの対応	…	10
9. 年間指導計画	…	11
10. 資料1 担任として学級経営を見直すチェックリスト	…	12
11. 資料2 いじめられた生徒のサイン・いじめた生徒のサイン	…	13
12. 資料3 いじめ指導記録カード	…	14
13. 資料4 重大事態対応フロー図	…	15

鵬翔高等学校（以下、「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下のとおり定めます。

1. いじめの定義

【いじめ防止対策推進法抜粋】

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、寮や塾、スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 仲間はずれや集団による無視をされる。
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 金品をたかられる。
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等。
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2. いじめ防止等のための対策の基本理念

本校は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定めます。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくります。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通します。
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行います。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努めます。

3. いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

- ・ 委員長：校長
 - ・ 委員：教頭、教務主任、学習指導主任、生徒指導部主任、学年主任、学科主任、養護教諭
教育相談員
 - ・ いじめ発生時・調査委員：生徒指導部員、担任、部活動顧問、学年主任、養護教諭
 - ・ いじめ発生時・対応委員：教頭、学年主任、担任
- ※ 事案により柔軟にメンバーを編成する。

(2) いじめ防止委員会の業務内容

- ① いじめの未然防止の体制整備及び取組み
- ② いじめの状況把握及び分析
- ③ いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- ④ いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- ⑤ いじめを行った生徒に対する指導
- ⑥ いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- ⑦ 専門的な知識を有する者等との連携等
- ⑧ その他いじめ防止に関わること

4. いじめの未然防止

未然防止の取組の重要性 ～いじめを許さない生徒を育てる～

- ・ 学校生活の中では、生徒同士のトラブルはある意味日常的なものといえる。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことを十分理解した上で、未然防止を図ることが何よりも重要である。
- ・ 「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められるようになってきている。そこには、全ての生徒を対象に、健全な社会性をはぐくみ、良いことは良い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考え方がある。被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策が必要となっている。

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

- ① 教師の人権意識
- ② いじめを許さない生徒を育てる教育活動
- ③ いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的取組
- ④ 教育相談体性の充実

(2) いじめの未然防止に向けての手立て

① 学級経営を充実させる（資料1）

- ・ 生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人一人の良さが発揮され、互いを認め合う学級作り。
- ・ 生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気ある学級集団づくり。
- ・ 正しい言葉遣いのできる集団の育成。いじめの大半は言葉によるものであり「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要。
- ・ 学級のルールや規範がきちんと守られるような継続的な指導（特に年度初め）。また、改善に向けて、ねばり強く毅然とした指導を徹底することも重要。
- ・ 欠席・遅刻・早退の日数等を把握し、生徒の実態把握を行う。
- ・ 担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進めることが重要。

※ 担任と生徒が、いわゆる「なれあい」になっている学級はいじめが発生しやすい傾向があるとの研究結果もある。

② 授業中における生徒指導の充実

- ・ 「わかる授業」「楽しい授業」を通じて生徒たちの学び合いの保障。
- ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり。

③ 倫理観、道徳観の育成

- ・ 「建学の精神」の教えに基づいた利他・奉仕の精神を持った豊かな人間性の育成。
- ・ 思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実。
- ・ 話し合い活動を通じて、いじめにつながるような諸問題の解決を図ることのできる学級活動。

④ 教員の自主研修の奨励

- ・ ソーシャルスキルトレーニング等の学習。

⑤ 学校行事

- ・ 生徒たちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事の企画及び実施。

⑥ 生徒会活動

- ・ 生徒が自分達の問題としていじめの予防と解決に取り組めるような生徒会活動。

⑦ 保護者・地域との連携

- ・ P T Aの各種会議や地域の保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために研修会の開催やH P等による広報活動を積極的に行う。
- ・ 学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・ 学校公開の実施
- ・ 地域行事への積極的参加（まつり大淀、ボランティア活動など）

5. いじめの早期発見

(1) いじめを発見する手だて（資料2）

① 教師と生徒との日常の交流を通じた発見

- ・ 休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会を利用した目配りを行う。

② 複数の教員の目による発見

- ・ 中学校・高等学校では、担任以外の教職員の発見が多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切になる。
- ・ 教室から職員室へ戻る経路の変更や生徒トイレを使用するなど気になる場面の発見。
- ・ 休み時間、昼休み、放課後などの計画的な校内巡回による発見。

③ アンケート調査

- ・ 計画的な調査。
- ・ アンケート集計・分析を運営委員会へ提示。

④ 教育相談を通じた把握

- ・ 個別面談を定期的に実施。
- ・ 気軽に相談できる教育相談員等の活用。

(2) 学級内の人間関係を客観的にとらえる

- ・ 潜在化した学級内での人間関係のトラブルを発見するための、教師間の情報交換。

(3) いじめを訴えることの意義と相談体制の確立

- ・ いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることの指導。
- ・ 担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- ・ 生徒指導担当や教育相談員、養護教諭等への相談の申し込み方法を周知する。
- ・ 家庭に対して、関係機関（いじめ対策室、市町村や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法の周知。

例：県教育研修センター内「ふれあいコール」

電話相談日時；月～日、8:00～21:00

0985-38-7654、0985-31-5562[教育相談専門員の方がお話をうかがいます]

来訪相談；10:00～17:00[事前に電話等で申し込みが必要]

6. いじめの早期対応

(1) いじめ対応の基本的なながれ

① いじめ情報のキャッチ

↓

② 正確な実態把握

- ・ 当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録をする。
- ・ 個々に聴き取りを行う。
- ・ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

《 把握すべき情報例 》

- ◎ 誰が誰をいじているのか? … 加害者と被害者の確認
- ◎ いつ、どこで起こったのか? … 時間と場所の確認
- ◎ どのような内容のいじめか? どのような被害を受けたのか? … 内容
- ◎ いじめのきっかけは何か? … 背景と要因
- ◎ いつ頃から、どのくらい続いているのか? … 期間

※ 要注意! 生徒の個人情報は、その取り扱いに十分注意すること!

③ 指導体制、方針決定

- ・ 指導のねらいを明確にする。
- ・ すべての教職員の共通理解を図る。
- ・ 対応する教職員の役割分担を考える。

④ 生徒への指導・支援

- ・ いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・ いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

⑤ 保護者との連携

- ・ 直接会って、具体的な対策を話す。
- ・ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

⑥ 今後の対応

- ・ 継続的に指導や支援を行う。
- ・ カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・ 心の教育の充実を図り、誰でもが大切にされる学級経営を行う。

《 いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合 》

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法は、原則として、在籍生徒や教職員に対して質問調査や聴き取り調査などを行う。

《 共通項目 》

- ・ 「いじめ対策委員会」を招集する。
- ・ いじめられた生徒を徹底して守る。見守る体制を整備する。
- ・ 「いじめ指導記録カード」(資料3)の記載を行う。

(2) いじめ発見時の緊急対応

- ・ いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導部主任に連絡し、教頭に報告する。

(3) いじめが起きた場合の関係者への対応

① いじめられた生徒に対して

《 生徒に対して 》

- ・ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

《 保護者に対して 》

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向って取り組むことを伝える。
- ・ 家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた生徒に対して

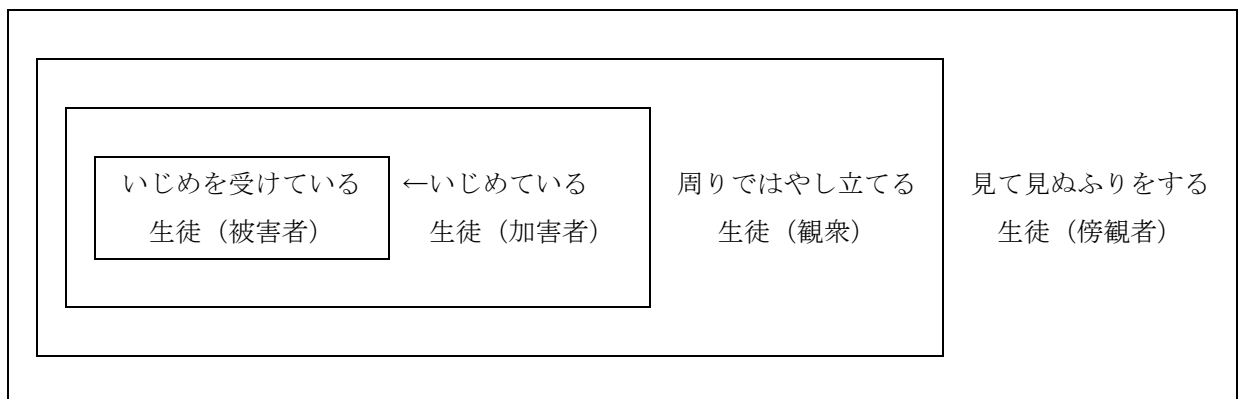
《 生徒に対して 》

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・ 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

《 保護者に対して 》

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの生徒たちに対して



- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。いじめは「四層構造」になっている。観衆や傍観者の立場にいる生徒も、結果としていじめを助長していることになる。また、いじめら

れている生徒といじめている生徒との関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。

- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。

④ 継続した指導

- ・ いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・ 双方の生徒と積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた生徒の良さを見つけ、ほめたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

7. 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ・ いじめ事案が次の状況下にある場合には、重大事態として直ちに対応することとする。

① 重大事態の例

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

② 対象生徒

- ・ 生徒がいじめられて、相当の期間（年間30日を目安）欠席を余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・ 生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合。

③ 対応の方法（資料4参照）

- ・ 学校が組織を設けて調査を行う。また、学校長が必要と判断した場合、調査組織（弁護士や精神科医、心理、福祉の専門家等、専門的知識を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性を確保すること）を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。
- ・ 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・ 重大事態が発生した場合、速やかに県知事（窓口：文化文教・国際課）、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・ 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に務める。

8. ネット上のいじめへの対応

(1) 未然防止

- ・ 学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

① 保護者へ依頼したいこと

- ・ 生徒達のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒達を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯を持たせる必要性について検討すること。
- ・ インターネットアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ・ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

② 情報モラルに関する指導：情報モラル教室実施

- ・ 発信した情報は、多くの人にすぐ広まること。
- ・ 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

(2) 早期発見・早期対応

① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・ 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ・ 学校・保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関【宮崎南警察署（50）0110、宮崎県警察本部・サイバー犯罪対策室（31）0110】との連携が必要になる。
- ・ 被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

9. 年間指導計画

4月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ いじめ防止対策委員会会議（指導方針、指導計画等）
5月	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ いじめアンケート ▪ 情報モラル教室 ▪ 教育相談期間
7月	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中高合同いじめ防止対策委員会会議（情報共有、2・3学期の計画） ▪ 職員研修
9月	
10月	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ いじめアンケート ▪ 教育相談期間
12月	
1月	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ いじめアンケート ▪ 教育相談期間
3月	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中高合同いじめ防止対策委員会会議（本年度のまとめ、来年度の課題検討） ▪ 新入生事前指導

- 年間を通して、事案発生時、緊急対応会議の開催

(資料1) 担任として学級経営を見直すチェックリスト

直接いじめの加害者・被害者になっていない生徒達でも、いじめが起きやすい雰囲気の中で学級集団の中にいると心が乱れてきます。反対に、学級の環境を整備することで、生徒たちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になります。ここでは、学級担任・教科担任として、日々の学級経営・教科指導を見直す際のチェックポイントを示します。非常勤の先生は関係する箇所をチェックし、見直す機会としてください。

[教師の言動]

- 生徒の言い分に耳を傾けている。
- 生徒の良さを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに生徒に接している。
- やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押し付けたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話をするなど、どの生徒とも関わり合いをもっている。
- 教師自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。

[授業時間・学級経営]

- 分かりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの生徒の発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- SHRが内容豊かで、生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができています。
- 係りが積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

[日々の生活]

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 昼食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

[教師同士の連携・保護者との連携]

- 学年会や他の会議で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、生徒や学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学級通信等で、学級の取り組みの様子が保護者に理解されている。
- 日頃から、個々の生徒の様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

(資料2)

[いじめられた生徒のサイン]

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝SHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教職員と視線が合わず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある。 <input type="checkbox"/> 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間 等	<input type="checkbox"/> 昼食を教室で食べない。 <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 一人で清掃している。
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備・片付けをしている。

[いじめた生徒のサイン]

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

場面	サイン
	<input type="checkbox"/> 教室等にて仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

(資料3) いじめ指導記録カード

被害生徒	科 コース 年 組	
関係する生徒氏名	【加害者等、関係すると思われる生徒名】	
担任及び支援チーム	【編成された支援チームの関係職員名】	
内容	【いじめの発端、いじめが発見されたきっかけ、いじめの態様、加害者の状況、保護者の状況】	
報告の状況	【第一報を、いつ、誰が、誰に、どのような内容の報告を行ったか。】	
対応状況		
月日	被害者への対応内容	加害者への対応内容
	【被害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記載】 【聴取した内容等の詳細は別紙に記載し添付】	【被害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記載】 【聴取した内容等の詳細は別紙に記載し添付】

(資料4) 重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- ◎ 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ◎ いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- ◎ 設置者に重大事態の発生を報告
 - ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図した場合等)
 - ② 「年間30日の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
 - ③ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」
- ◎ 学校から宮崎県知事(窓口:文化文教・国際課)に報告

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● **学校の下に、重大事態の調査組織を設置する**

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等考慮する。

● **調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する**

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

● **いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する**

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告をする)する。
- ※ 関係者の個人情報に十分に配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

● **調査結果を学校の設置者に報告する**

- ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● **調査結果を踏まえた必要な措置を行う**